

受講者各位

2020年3月9日
MPラーニング運営事務局

≪ 新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止のための
措置に伴う更新認定申請の取扱いについて ≫

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

令和2年3月5日

公益財団法人日本薬剤師研修センターより 更新認定申請の取扱いについて
下記期間に認定期日を迎える方についての3ヶ月延長の特例が発表となりました。

1. 対象者

研修認定薬剤師、漢方薬・生薬認定薬剤師又は小児薬物療法認定薬剤師の認定期限日が、
令和2年3月1日から同年4月30日までの方で、単位取得予定の研修会や学会が新型コロナウイルス
感染拡大防止の理由により中止になったため、期限内に必要な単位を取得することが困難になった方

単位取得期間を最大3ヶ月延長が認められることとなりました。
詳しくは 公益財団法人日本薬剤師研修センター ホームページをご確認ください。

<http://www.jpec.or.jp/download/20200305.pdf>

以上